

令和8年度 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継支援事業 活用意向調査 回答要領

1 事業目的・概要

人口規模、地理的条件等により、医療機関の確保が困難な地域（重点医師偏在対策支援区域）において、診療所を承継し、地域の医療提供体制を維持するための設備整備に要する費用を補助します。

2 事業内容

(1) 重点医師偏在対策支援区域

北播磨圏域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）

播磨姫路圏域（姫路市（家島町、夢前町、香寺町、安富町に限る）、市川町、福崎町、
神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）

但馬圏域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）

丹波圏域（丹波篠山市、丹波市）

淡路圏域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

(2) 補助対象

(1)の区域内において令和8年度内に診療所（保険診療を主とする医科）を承継する者

(3) 補助内容

ア 対象経費 診療として必要な医療機器等購入費

イ 基準額 1か所あたり 16,500 千円

ウ 補助率 1/2

※医療機器等の購入費が基準額に満たない場合は、対象機器の購入費に 1/2 を乗じた金額（千円未満切り捨て）が補助額となります。

3 回答方法

活用を希望される方は、留意事項（別紙）をご確認の上、期限までに必要書類をご提出ください。

(1) 提出書類

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継支援事業計画書

(2) 提出期限

令和8年3月25日(水) 17時必着

(3) 提出方法

次のフォームに必要事項を記入の上、(1)提出書類を添付し提出

[重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継支援事業 活用意向調査回答フォーム](#)

4 問合せ先

兵庫県保健医療部医務課 医療人材確保班

Tel：078-362-3606（直通）

E-mail：imu@pref.hyogo.lg.jp

件名を「【問合せ】重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継支援事業」としてください

【別紙】留意事項

1 補助対象について

(1) 補助対象となる承継のケースについて

ケース		補助対象※
開設者が個人の診療所であって、管理者のみ変更		○
開設者が法人の診療所であって、管理者のみ変更		○
開設者が自治体の診療所であって、管理者のみ変更		○
開設者が個人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が個人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×

※同一法人内での人員配置の都合による管理者の変更など、補助対象としての疑義が生じるケースがありますので、その場合は兵庫県保健医療部医務課までご相談ください

※上記に該当する場合でも、へき地診療所の指定を受けている診療所は対象外です

(2) 補助対象経費について

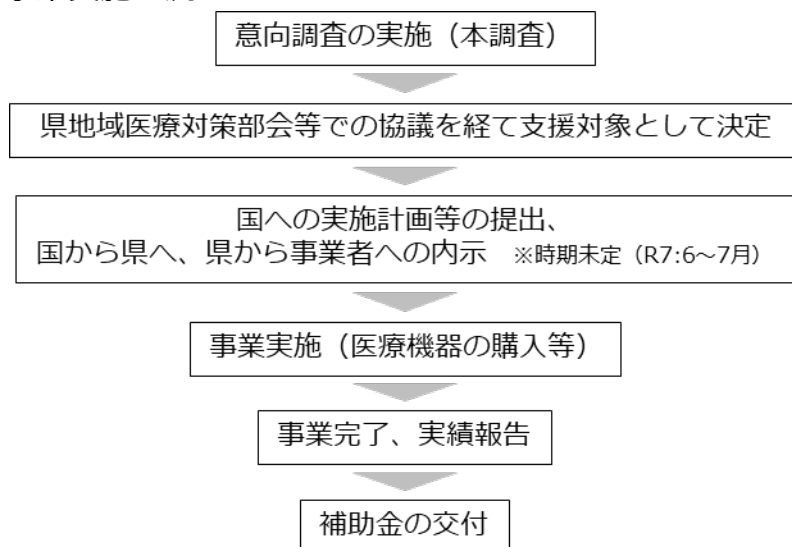
- ・ 兵庫県が内示した後に着手し、令和9年3月末までに完了する設備整備事業（医療機器等購入）が対象となります。
- ・ 具体的には、兵庫県からの補助金内示後に機器購入契約手続きを開始し、かつ、令和9年3月31日までに納品を受け、購入費用の支払いを完了する必要があります（内示前の契約締結や、令和9年4月以降の納品・支払は対象外）。

2 補助対象者の決定について

- ・ 本事業は、意向調査の回答をもって補助を確約するものではありません。兵庫県医療審議会地域医療対策部会及び兵庫県保険者協議会（以下「県地域医療対策部会等」という）で支援対象として合意を得た上で決定します。
- ・ 多数の診療所から回答があった場合は、主に次の点を考慮の上、県地域医療対策部会等において優先順位を決定します。
 - ✓ 当該診療所が所在する二次医療圏域または市町の医師・診療科の過不足
 - ✓ 当該診療所から最寄りの他医療機関までの距離（直線距離、公共交通機関を使用した場合の所要時間等）
 - ✓ 当該診療所が所在する郡市医師会の意見
 - ✓ 承継する開設者（管理者）が現に勤務している医療機関の所在地

- ・ 県地域医療対策部会等での協議及び郡市医師会の意見聴取のため、提出された事業計画書の内容が公開されることをご了承ください。なお、事業計画書の提出があった時点で、公開に同意いただいたものとみなします。
- ・ 具体的な補助額の算出方法、交付に係る条件等を定めた交付要綱を支援対象として決定した後に通知しますので、交付申請の際は、必ず内容をご確認ください

<事業実施の流れ>



3 その他

- ・ 本事業は、国及び県の予算の範囲内で実施されるため、申請額の全額または一部を交付できない場合があります。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。